

第6章

計画の実施と評価

第6章 計画の実施と評価

1 障害のある人の地域生活支援の仕組み

平成28年10月、市内桜が丘2丁目に東大和市総合福祉センターは〜とふるが開設しました。総合福祉センターは〜とふるは、東大和市の新たな地域福祉、障害者福祉の拠点として位置づけられ、①障害者相談支援事業、②就労生活支援センター、③生活介護事業、④就労継続支援B型・就労移行支援事業、⑤地域活動支援センター、⑥短期入所、⑦日中一時支援事業、⑧喫茶・売店、⑨多目的集会室、⑩情報交換コーナーなどの事業を実施しています。総合福祉センターは〜とふるは、主に身体障害者・知的障害者の地域生活支援の役割を担う場として機能することが期待されます。

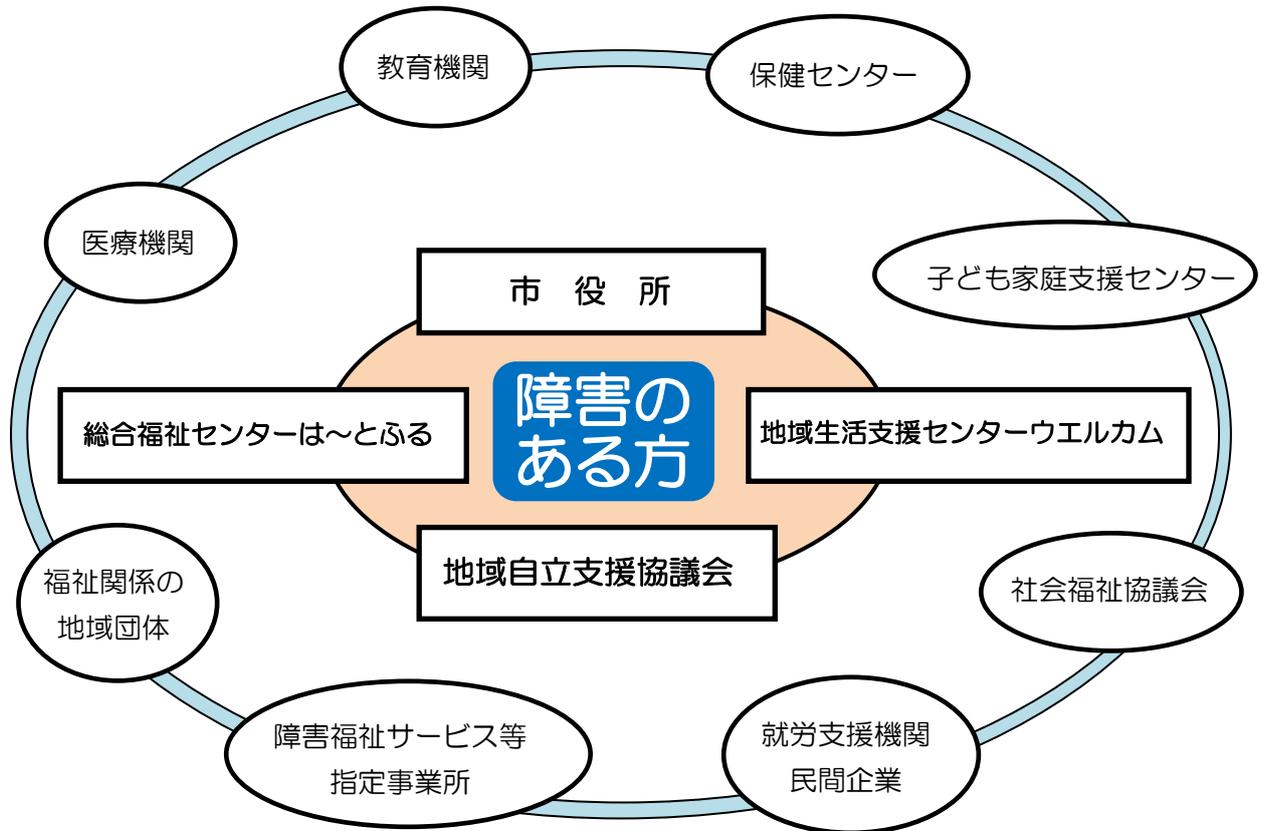
この総合福祉センターは〜とふると、障害者施策の推進を担う市役所、地域の関係団体等が一堂に会する地域自立支援協議会、精神障害者の地域生活支援を担う地域生活支援センターウエルカムが連携して、障害のある人の地域生活を支援していきます。

本計画において、整備を検討することとしている障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた、「地域生活支援拠点」は、総合福祉センターは〜とふるや地域生活支援センターウエルカムの機能を充実し、さらに地域のさまざまな社会資源を活用して、面的な整備を図ることとしています。

2 関係機関・団体との連携

福祉、保健、医療などの関係機関、福祉活動を行う地域の団体、NPO法人、サービス事業者との連携を進め、必要に応じて連絡会議等を開催し、障害福祉サービスを必要とする障害のある人、家族等への相談支援を充実し、障害者施策の推進を図ります。

《障害者地域生活支援システムのイメージ》



市役所・地域自立支援協議会・総合福祉センターは〜とふる・地域生活支援センターウエルカムを障害のある人の地域生活支援の中心的な役割を担うものと位置づけ、地域の福祉・保健・医療などの関係機関、障害福祉サービス等事業所、地域住民の方々などと連携しながら、障害のある方の地域での自立した生活を支えていくというイメージを示しました。

3 計画の評価と進行管理

計画に沿った施策の推進を図るために、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）の「PDCAサイクル」の考え方を活用し、各年度の事業の実績・進捗について、東大和市地域福祉審議会に報告し意見を聴き、計画の進行管理や評価を適正に行います。

また、障害者総合支援法の規定により、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合は、あらかじめ地域自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないことから、計画策定に当たっては、東大和市地域自立支援協議会の意見聴取を行います。

これらの結果を、平成33年度からの次期計画である第5次東大和市障害者計画・第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画の策定に適切に反映していくこととします。